

厚生労働省の取組状況等

平成30年9月19日

厚生労働省 職業安定局 外国人雇用対策課

日本で就労する外国人の 카테고리 (総数 約127.9万人の内訳)

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

①就労目的で在留が認められる者 約23.8万人

(いわゆる「専門的・技術的分野」)

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

②身分に基づき在留する者 約45.9万人

(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)

・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③技能実習 約25.8万人

・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

④特定活動 約2.6万人

(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約29.7万人

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律 ・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術 ・人文知識 ・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

※外国人雇用状況の届出状況(平成29年10月末現在)による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度(雇用対策法第28条)。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

定住外国人に対する就労支援

- 平成26年4月に雇用政策基本方針を改正、「定住者(日系人など)、日本人の配偶者等、我が国における活動制限のない外国人の就業を推進するため、企業における雇用管理の改善を促進するほか、日本語能力の改善等を図る研修や職業訓練の実施、社会保険の加入促進等を通じて安定した雇用を確保し、意欲と能力に応じた働き方を実現する。」としている。
- 日系人等の定住外国人については、これらの基本方針を踏まえ、日本語能力が不足していること等、外国人の特性に配慮した職業訓練の機会の提供や、職業相談から訓練、職業紹介、定着支援までの一貫した就労支援の取組みを進めることが、適正かつ安定した就労につなげていく上で重要。

平成30年度における取組

- 労働局が主体となって関係機関(都道府県能力開発主管課、外国人集住地域の市町村、職業訓練機関、外国人就労・定着支援研修委託団体等)との連携を強化し、職業相談から定着支援までの一貫した就労支援に取り組む。
- 各地域のニーズ等を勘案しつつ、日系人等の定住外国人に配慮した職業訓練の機会の確保、外国人就労・定着支援備研修と職業訓練の開催時期を連動させる等の取組みを進め、就職率の向上につなげる。

○通訳・相談員・ワンストップサービスコーナーの 設置・配置

- ①通訳配置所数： 128か所
- ②外国人専門相談員の配置状況： 91人
- ③ワンストップサービスコーナー配置状況： 4か所
- ④多言語コンタクトセンター(全国のHWから利用可能な10言語対応の電話通訳)の設置

○ 外国人就労・定着支援研修の実施

(17都府県92都市で実施、4,250名受講予定)

- ①日本語教育を含む職場でのコミュニケーション能力強化
- ②日本の労働法令や雇用慣行等の基本的知識の習得
- ③専門分野(介護現場)において使用する日本語習得
…等を目指して受講者の日本語レベルに配慮したコースを設定

外国人就労・定着支援研修事業の概要

事業目的

少子高齢化が進展し労働力人口が減少傾向で推移している中、人手不足産業や成長産業などで人材確保支援に苦慮する状況が生じており、外国人材の活用も含めた支援を行う必要性が高まっている。

このような状況を踏まえ、仕事に就く上での在留資格上に制限のない身分に基づく在留資格で日本に在住する外国人を対象に、日本語コミュニケーション能力の向上、我が国の労働法令、雇用慣行、労働・社会保険制度等に関する知識の習得に係る講義・実習を内容とした研修を実施することを通じて、円滑な求職活動の促進や安定雇用の促進を図るとともに、人手不足産業や成長産業などでの人材確保を支援する。

研修対象者

定住外国人（離職者に限らず在職者も対象として実施）

研修内容

受講者の既存の日本語能力に合わせ、以下のようなコース等を設定

- ・ 日本語教育も含めた職場でのコミュニケーション能力の強化
- ・ 日本の労働法令、雇用慣行等の基本的知識
- ・ 専門分野（介護現場）において使用する日本語の習得 等

研修時間等

- ・ コース当たりの総研修時間は120時間で設定
- ・ 地域の実情や受講者ニーズに合わせ、夜間や土日のコースも設置

実施規模

平成30年度における受講者数及び実施地域数（計画数）は以下のとおり。

実施コース 252 コース（平成29年度実績：265コース）

受講者数 4,250名（平成29年度実績：4,221名）

実施地域数 17都府県92都市（平成29年度実績：18都府県91都市）

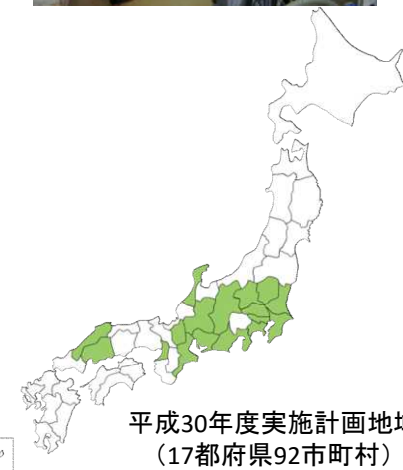
日本語講義



就労講義

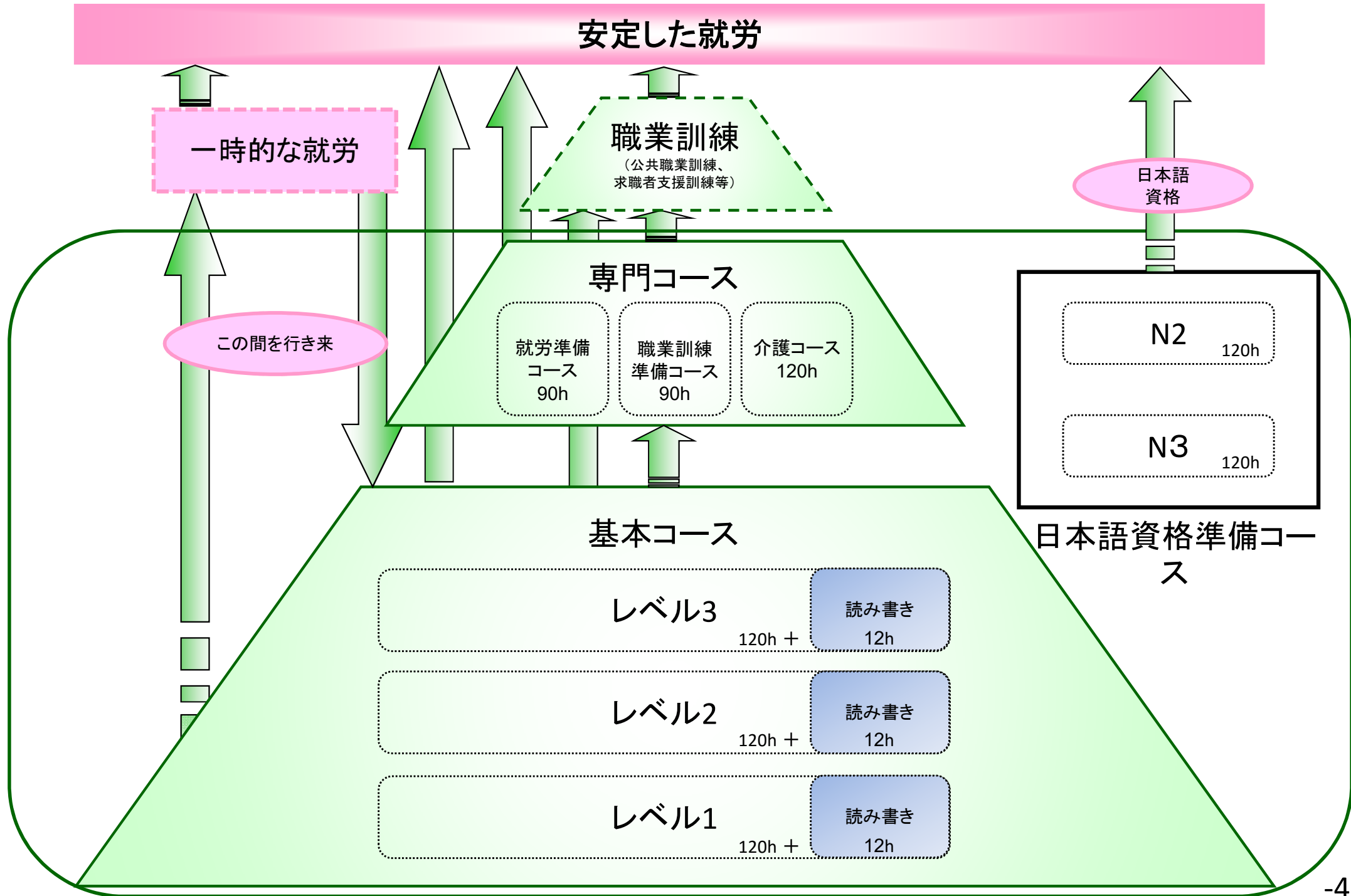


職場見学



平成30年度実施計画地域
（17都府県92市町村）

外国人就労・定着支援研修カリキュラム



留学生の就労促進に係る主な施策

「外国人雇用サービスセンター」（外国人版ハローワーク：東京・愛知・大阪）を、留学生を含む高度外国人材の就職支援の拠点と位置付け、ハローワークの全国ネットを活用し、意識啓発からマッチング・定着に至るまで、各段階で多様な支援メニューを提供するとともに、一部の新卒応援ハローワークに留学生コーナー（※）を設置するなど、留学生への就職支援を強化。

※留学生コーナー設置箇所（平成30年4月1日現在）北海道、宮城、埼玉、千葉（千葉、松戸）、東京、神奈川、石川、静岡、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、福岡、長崎（18箇所）

1. 全国的ネットワークによるマッチングの促進

外国人雇用サービスセンターは、求人・求職を集約した上で、全国のハローワークや新卒応援ハローワークとの連携により、卒業に至るまで複数年にわたり、**全国的かつきめ細かな就職支援**を実施

外セン等の求職、相談の状況（平成29年度）

新規求職者数	12,173件
相談件数	31,417件
就職件数	2,042件

2. 意識啓発・カウンセリング等

大学の就職担当者等を訪問し、未内定留学生の把握や外国人雇用サービスセンターの利用勧奨を行うほか、**国内就職希望の留学生**に対し、在籍の早い段階から就職ガイダンスを実施するなど、**留学生の意識・動機付けに向けて連携**

外セン等におけるガイダンス等の実施状況（平成29年度）

ガイダンス参加学生数	9,211名
面接会参加学生数	5,238名

3. 留学生インターンシップ・大学との連携

企業と留学生の相互理解の促進を通じ、**国内就職市場の拡大**を図るため、**留学生向けインターンシップ**を実施。また、大学の就職支援担当者との情報交換を実施（インターンシップは夏季と春季に実施）

インターンシップ受入実施企業数（平成29年度）	115社
インターンシップ参加学生数（平成29年度）	240名

4. 外国人留学生を採用する企業等に対する支援

留学生を採用する企業の開拓に加えて、外国人雇用管理アドバイザーによる採用時（在留資格変更手続きを含む）や人事労務管理上の留意点に関する相談など、外国人留学生を採用する企業等に対する各種相談業務を実施

雇用管理アドバイザーによる相談実績（平成29年度）

事業所訪問による相談	92事業所
外国人雇用サービスセンターでの相談	654事業所

I 事業創設の背景

- ・我が国の大学等に留学している外国人留学生数は増加傾向にあり、約6割が日本企業への就職を希望しているという調査結果もある一方で、日本国内での就職率は約3割にとどまっている。
- ・新たな在留資格への移行を希望する外国人留学生に対しては、業種ごとに求められる日本語能力を習得するための支援が必要。

◆ 規制改革実行計画

新規就職者等に対し、職場において必要な日本語のコミュニケーション能力を高めるための実践的な研修としてビジネス日本語研修等の機会を提供する。

◆ 日本語教育推進基本法案（仮称）政策要綱

国は、日本語を使用する職業に就くことを希望する外国人留学生に対し、職業に必要な日本語能力を習得するための日本語教育であって大学等において行われるものの充実その他必要な施策を講ずるものとする。

II 事業メニュー

1. 就職促進研修（一般留学生対象）

- 実施地域：東京、愛知、大阪
- 研修期間：概ね2週間程度
(3H/日×10日=30H)
- 研修内容
 - ・TPOに応じた日本語コミュニケーション能力の習得
 - ・会議等の場面における対応力の習得（ビジネスマナー等）
 - ・日本企業特有の企業文化、キャリアパス等について社会保険労務士等による講義
- 受講者数：900人（20人×45コース）

2. 就職促進研修（新たな在留資格への移行を希望する留学生対象）

- 実施地域：東京、愛知、大阪
- 研修期間：概ね4週間程度
(3H/日×20日=60H)
- 研修内容
 - ・ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力の習得
 - ・受入れ各業種の労働現場に特有な日本語表現の習得
- 受講者数：300人（20人×15コース）

3. 外国人材経験交流会の実施

- 実施地域：東京、愛知、大阪
- 実施回数：30回/年
- 交流会内容
 - ・外国人材を積極的に採用している企業の協力を得て、入社後概ね3年以内の若手外国人社員との経験交流会を実施
- 参加者数：300人（10人×30回）

外国人材の日本企業での活躍